

## 江東区立都市公園条例の改正概要について

### 1 改正理由

公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）では、公募対象公園施設の建ぺい率について10%を限度として上乗せできる特例が定められており、活用にあたっては条例に規定する必要がある。

また、若洲公園の有料公園施設であるキャンプ場及び駐車場を事業者の設置・管理許可施設に移行するため、条例から両施設を削除する必要がある。

### 2 主な改正内容

#### (1) 建ぺい率の特例について

Park-PFI を活用した場合の建ぺい率を公園施設の建築面積の基準に定める。

#### (2) 有料公園施設の削除について

有料公園施設からキャンプ場及び若洲公園自動車駐車を削除する。

### 3 施行日（予定）

Park-PFI 事業開始に合わせ、令和7年4月1日から施行する。

### 4 改正時期

令和6年第二回区議会定例会に提案予定

### 5 その他

現在、若洲公園の Park-PFI の公募については、事業者から公募設置等計画が提出され、若洲公園 Park-PFI 事業者選定委員会（外部有識者5名、内部委員3名）にて選定作業を進めている。（令和6年3月末事業者決定予定。）